

第16章 農道工事

第1節 調査及び施工計画

1. 事前調査における留意事項

(1) 農道の新設・拡幅工事に当たっては、作業の安全及び公衆災害防止を確保するため、次の事項について調査すること。

- ① 交通（交通量・通学路・バス路線・迂回路等）への影響
- ② 環境（騒音、振動、ごみほこり、学校・病院・商店・住宅に与える影響など）への影響
- ③ 搬入道路（幅員・路面の強度・舗装の有無・交通量・交通規制等）
- ④ 資機材の置場（外部及び現場よりの搬入出路の交通量、置場の管理など）
- ⑤ 地下埋設物に対する調査
- ⑥ 架空工作物に対する調査

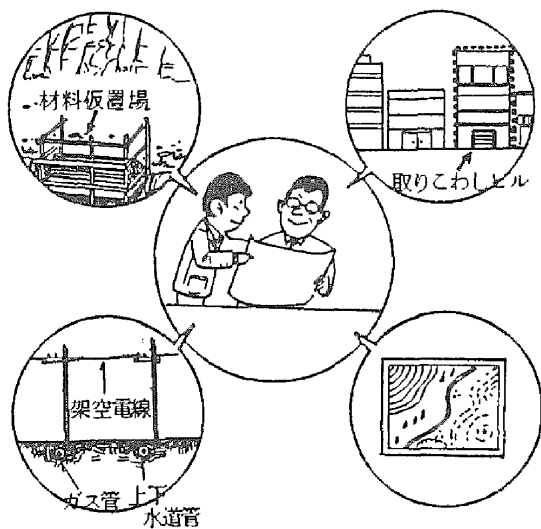


図16-1 事前調査と施工計画

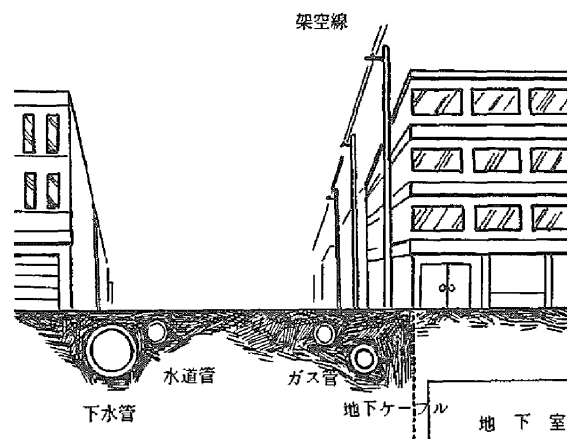


図16-2 地下埋設物等の調査

2. 施工計画における留意事項

- (1) 第1章第3節施工計画による。
- (2) 第1章第4節計画の届出等による。

第2節 一般心得

1. 現場管理

- (1) 第2章第11節現場管理による。
- (2) 施工計画に基づき、作業の各段階に応じた安全対策を確実に行うこと。
- (3) 道路工事は、一般の交通流と対面して工事が行われることが多いので、その際の作業箇所には必ず交通誘導員・保安要員を配置し、現場内の安全を図るとともに、車両の誘導並びに事故防止に当たること。
- (4) 交通誘導員の配置にあたっては、歩行者及び通行車両に対する安全確保に十分配慮すること。
- (5) 工事施工前に工事案内標識を設置し、一般通行車両及び歩行者に対して広報を十分に行うこと。
- (6) 掘削作業・発破作業・盛土作業については、第7章土工工事による。

2. 協議及び許可

施工に当たっては、道路管理者、警察、関係機関などとの十分な協議・打合せを行い、必要に応じて許可を受けたうえで安全に配慮し行うこと。

第3節 交通保安施設

1. 道路標識等

- (1) 工事による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全などを図るため、事前に道路状況を把握し、安全対策、危

険及び渋滞時の対応方法について検討すること。

- (2) 道路管理者及び所轄警察署長との協議書又は道路使用許可書に基づき、必要な道路標識・標示板等を設置すること。

2. 保安灯

公災防 18

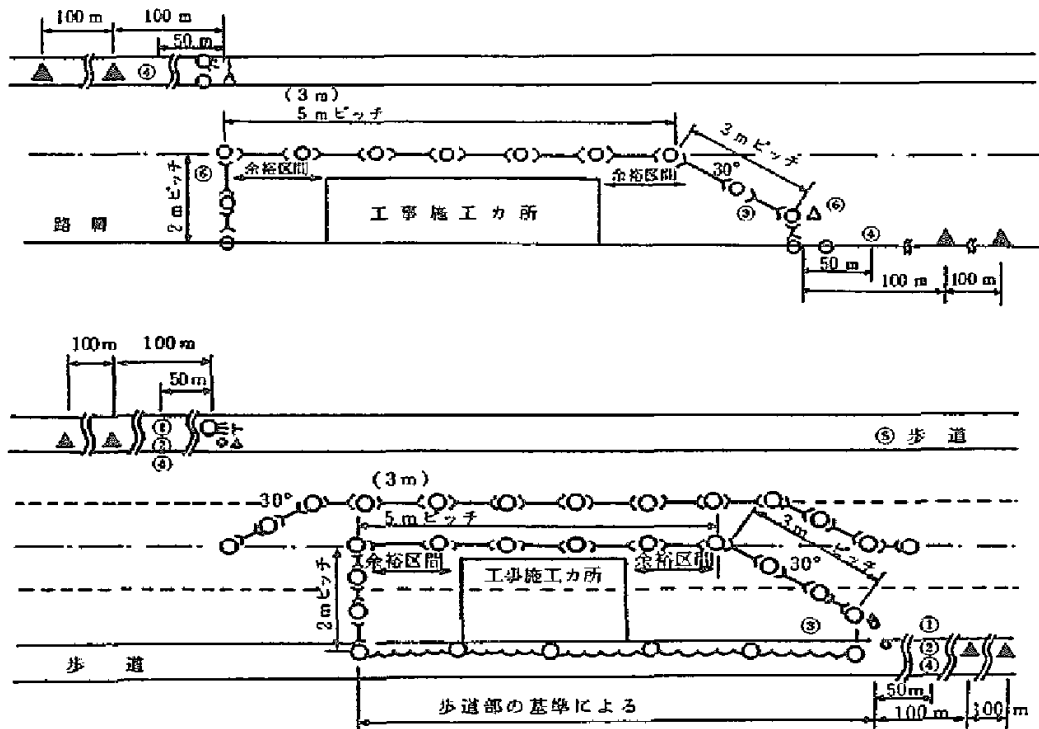
- (1) 夜間施工の場合は、道路上又は道路に接する部分に設置した柵等に沿って、高さ1m程度の物で、夜間150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置すること。
- (2) 保安灯の設置間隔は、交通流に対面する部分では2m程度、その他の道路に面する部分では4m以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置すること。

3. 交通量の特に多い道路での保安施設

公災防 19

- (1) 現場の交通流に対面する場所には、工事中を示す標識板を設置すること。
- (2) 夜間においては、必要に応じて200m前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色、又は赤色の注意灯を標識板の近くに設置すること。
- (3) 工事予告板は、50mから500mの間の路側又は中央帯の視認し易い箇所に設置すること。

また、交通規制の方法及び周辺の通路状況などに応じて、更に手前から工事予告板を設置することについても考慮すること。



- ① 211 警戒標識(車線減少) ③ 311-E 規制標識 ⑤ 「工事区間終り」標識
 ② 212-2 " (2方向交通) ④ 329 " ⑥ 「片側交互交通」 "

注 余裕区間長は、工事施工延長、資器材の配置状況等現場状況により決定するが、一般的に10mを標準とする。

記号凡例

- | | |
|-----------------|----------------|
| × ト ラ 柵 | ▲ 補助板付 213 戒標語 |
| ○ 赤 色 灯 | (この先○m工事中) |
| T 案 内 版 | ○ 回 転 灯 |
| マ まわり道案内版 | ◐ スポット型水銀灯 |
| △ 213 警戒標識(工事中) | H パネルフェンス |

図16-3 交通安全施設の設置(例)

4. 現場付近における交通の誘導

- (1) 現場への出入口、規制区間の主要箇所には、必要に応じた交通誘導員を配置し、道路標識・保安灯・セーフティーコーン又は矢印板を設置するなど、常に交通の流れを阻害しないように努めること。 公災防20
- (2) 交通誘導員は、進入車両が余裕をもって方向変換できる位

置から視認可能な場所で、保安施設内において誘導すること。

5. 迂回路

公災防 21

一般の交通を迂回させる場合は、所轄警察署長の指示に従い案内標示板等を設置すること。

6. 工事責任者の巡回

安衛則 637

工事責任者は、常時現場を巡回し、安全上の不良箇所を発見したときは、直ちに改善すること。

第 4 節 舗装作業

1. 作業区域内の区分

公災防 10

作業区域内には、関係者以外の立ち入りを禁止すること。

2. 交通誘導員又は誘導員の配置

安衛則 151 の

次の場所で機械を運転するときは、交通誘導員又は誘導員を置くこと。

6、157

- (1) 作業員の働いている付近
- (2) 土石の落下、崩壊のおそれのある場所
- (3) 見通しのきかない場所及び一般交通用道路と交差する箇所

- (4) 崖縁

安衛則 365

3. 作業時の服装等

工事関係者は、保安帽・作業衣・作業靴を着用し、特に夜間の場合は反射する安全チョッキを着用すること。

4. 機械作業における留意事項

- (1) 機械運転は、選任された者のほかには運転しないこと。諸免許証は必ず携行すること。
- (2) 運転者は、ほかの作業員又は通行者の位置に絶えず注意し、特にバックは必要に応じて誘導員を配置し、その指示に従うこと。

安衛則158

- (3) 運転者は、制限速度を厳守すること。
- (4) 工事場内の走行路は、常に整備しておくこと。
- (5) 必要に応じて「速度制限」「一時停止」などの注意標識を設置すること。

5. 作業員の励行事項

- (1) 作業手順に基づく作業を行うこと。
- (2) 常に機械の動きに注意すること。